

熊本市公共事業評価監視委員会運営要綱

制定 平成26年 3月 3日市長決裁

改正 令和 2年10月28日市長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、熊本市附属機関設置条例（平成19年条例第2号）第3条の規定により、熊本市公共事業評価監視委員会（以下「評価委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 評価委員会は、熊本市公共事業評価実施要綱（平成26年3月3日施行）に基づき、市長からの諮問に対し、意見の答申を行う。

(組織)

第3条 評価委員会は、委員10名以内により組織する。

2 委員は、公共事業に関し識見を有する者から市長が委嘱する。

(委員長)

第4条 市長は、委員の中から委員長を指名する。

2 委員長は、評価委員会の会務を総理する。

(任期)

第5条 委員の任期は2年以内とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 評価委員会の会議は、市長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、職員、議事に係る関係者又は専門的知識を有する者に会議への出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

5 委員は、書面をもって、議決権を行使することができる。

6 前項の規定により議決権を行使する者は、第2項及び第3項の規定の適用については、出席したものとみなす。

(庶務)

第7条 評価委員会の庶務は、技術管理課において行う。

(補足)

第8条 この要綱に定めるもののほか、評価委員会の運営に関し必要な事項は、委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(熊本市公共事業再評価監視委員会要綱等の廃止)

2 次に掲げる要綱等は廃止する。

- (1) 熊本市公共事業再評価監視委員会要綱（平成13年2月19日制定）
- (2) 熊本市公共事業再評価監視委員会運営要領（平成13年2月19日制定）
- (3) 熊本市公共事業再評価監視委員会傍聴要領（平成13年7月26日制定）

附 則

この要綱は、令和2年10月28日から施行する。